

☆NO NUKES RIGHTS NEWS☆

原発メーカー訴訟原告団・弁護団メルマガ

vol.04 2015年6月25日配信

原発メーカー訴訟原告のみなさま、そしてメーカー訴訟をご支援いただいているサポーターのみなさま

弁護団通信は第4号から「NO NUKES RIGHTS NEWS-原告団・弁護団通信」と名称を変更しました。また編集・発行はメルマガ編集室が行っています。編集室は原告から11名、弁護団から3名で構成されています。今後ともよろしく願いいたします。

今回は第1回口頭弁論期日が決まり、初めての口頭弁論が開かれますので、重要なお知らせがたくさんあります。新進気鋭の憲法学者、木村草太氏の学習会のお知らせもあります。多くの方にご出席いただき、メーカー訴訟を広めていただきたいと思います。海外の原告の方には後ほどムービーでご覧いただけるようにしますので、ホームページを注意してください。今回は国内の原告には全員郵送でお送りします。海外の原告の方にはメルマガでお送りします。メルマガが届いていない原告の方をご存じの方は、「メルマガ編集室」にご連絡ください。

メルマガ編集室

\\|—————|/

第1回口頭弁論期日が8月28日に決定！

いよいよ原発メーカー訴訟第1回口頭弁論が8月28日午前10時、東京地裁第101号法廷で開かれます。最初の口頭弁論は最も重要です。社会的な関心の高さを示すことが極めて重要な裁判ですので、ぜひ友人、知人を誘って傍聴してください。

*裁判 日時：8月28日10時～ 場所：東京地裁第101号法廷（地下鉄東京メトロ丸ノ内線・日比谷線・千代田線「霞ヶ関駅」A1出口から徒歩1分、地下鉄東京メトロ有楽町線「桜田門駅」5番出口から徒歩約3分）

*裁判の報告集会 日時：同日12時～ 場所：衆議院議員会館大講堂（会場は予定です）

\\|—————|/

弁護団とのホットライン

ホットラインは第1回口頭弁論期日まで開設されています。ご質問のある方は、遠慮なくご連絡ください。寺田伸子弁護士が待機して、対応いたします。なお、原告と弁護団がコミュニケーションをはかるための新たな方法を検討しています。

毎週木曜日 16時～18時

電話番号 アーライツ法律事務所 (81)3-6264-1990

*できるだけ多くの方にご利用いただくため、通話時間を制限することがありますが、ご

了承ください。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

目次

- 1) 原発メーカー訴訟の現在の状況：第1回口頭弁論期日について（原発メーカー訴訟弁護団）
- 2) 「ノー・ニュークス権の確立に向けて」（弁護団共同代表 島 昭宏）
- 3) 進行協議期日の現場報告（原発メーカー訴訟弁護団）
- 4) 寄稿：「ノーニュークスを合言葉に」（菅野真知子 原発メーカー訴訟原告）
- 5) 第4回学習会と記者会見のお知らせ（世話人会学習会班/広報・渉外班）
- 6) 原告団名義の口座の開設について（世話人会一同）
- 7) 会計報告（弁護団事務局 岩永和大）
- 8) リーフレット・横断幕・ノボリを作成しました！（世話人会リーフレット班）
- 9) 弁護士のつぶやき～第3回 「高知の林です ～南風にのって～」（弁護士 林良太）

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

1) 原発メーカー訴訟の現在の状況

2015年6月3日午後3時～4時の約1時間、東京地方裁判所において、原告被告双方代理人出頭のもと、進行協議が行われました。進行協議とは、訴訟の進め方についての話し合いです。

当弁護団と被告3社の代理人との間で、熾烈なやり取りとなる場面もありましたが、第1回の期日の時間や内容、方法を以下のように決定することができましたのでご報告します。

1 口頭弁論期日（裁判の日程）の決定

第3回までの口頭弁論の期日が決まりました。

第1回： 2015年8月28日（金）午前10時
（101号法廷）

第2回： 2015年10月28日（水）午前10時
（103号法廷）

第3回： 2016年1月27日（水）午前10時
（103号法廷）

なお、今後の被告らの反論やそれに対する原告の主張立証の内容によっては、その後の進行を決めるための進行協議を口頭弁論期日の後に行うとのことでした（そのため、いずれの期日も午前中いっぱいかかると思われます）。

2 被告の答弁書（反論書面）提出期限

被告3社からは、2015年7月10日までに答弁書が提出される予定です。

3 第1回口頭弁論期日の内容について

第1回口頭弁論期日では、原告側より、（1）原告代表1名からの意見陳述、（2）代理人

数名からの訴訟の概要・意義の説明を行います（裁判所から、パワーポイントを用いて説明を行うことも認められました）。時間は、（1）（2）合わせて40分以内となりました。

次に、被告3社より、答弁書の要旨説明がなされます。時間は、被告3社合わせて20分以内です。

4 第1回口頭弁論期日の傍聴について

100席弱ある傍聴席は、当日、原告席、マスコミ席、一般傍聴席に割り振られることになりました。

原告席に入ることができなかった原告の方も、抽選に当たれば一般傍聴席で傍聴できます。

5 担当裁判官

この訴訟を担当する裁判官は、東京地方裁判所民事第24部の合議係です。担当裁判官は、阪本勝裁判長、武部知子裁判官、渡邊達之輔裁判官です（これまで担当していた裁判官は3人とも今年の4月に交代しました）。

なお、今回の進行協議は裁判所の要望もあり、双方の代理人だけで行うものであることを事前にお知らせし、ご協力をお願いしていましたが、原告の方お一人が裁判所に強く要求し、傍聴席に座ることとなりました。

いよいよ裁判が始まります。この訴訟を社会にアピールするためには、多くの皆様に傍聴していただくことが不可欠です。みなさんぜひ傍聴にお越しください。

2015年6月4日

（原発メーカー訴訟弁護団）

\\ |—————| /

2) 「ノー・ニュークス権の確立に向けて」

島 昭宏（弁護団共同代表）

2014年1月と3月に海外からの約2700名を含む約4200名の原告が提訴した原発メーカー訴訟の第1回口頭弁論期日が、いよいよ本年8月28日に決定しました。東京地方裁判所で最も大きな法廷である101号法廷で、午前10時より約70分間の弁論期日です。

福島第一原発の原子炉を製造したGE、東芝、日立を被告とする本訴訟は、原発事故が発生した場合の責任を電力会社に集中させ、責任を負うべき他の企業等をすべて免責にする責任集中制度に真正面から挑む、世界初の訴訟です。

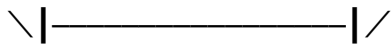
原発メーカーが、自らの製造物の欠陥によって発生した事故の責任を負うのは当然のことであるにもかかわらず、それを法律によって免れさせるこの仕組みは、世界の原発体制をかたくなに保護しようとする理不尽なものです。裏を返せば、責任集中制度に風穴を開けることは、原発体制の根幹を揺るがすことになるのです。

法律上、免責とされる相手に対する本訴訟を意義あるものにするには、容易なことではありません。事実、相手方代理人の一人は、「3回ぐらいやって、あとは裁判所にご判断いただければいいんじゃないですか」等と、明確に楽観的な見通しをはばかり述べています。

我々としては、多くの国民がこの裁判を注視していることを裁判所に伝え、慎重な審理を求めていく必要があります。弁論の回数を重ねることによってこそ、新しい人権であるノー・ニュークス権の存在について、裁判所も否定し得ないまでの主張立証を実現し、また福島第一原発の1号機から4号機までのすべてに欠陥があったことを明らかにすることが可能となるのです。

ぜひ、原発メーカー訴訟にご注目ください。そして、毎回、大きな法廷がいっぱいになり、裁判所の外にまで人が溢れ出す状況を作っていきましょう。もちろん弁護団も、誰にとっても分かりやすく、説得力のある裁判となるよう全力を尽くします。

原発のない社会の実現を願うすべての人たちの思いを結集し、この歴史的な訴訟を大きな転換点としていけるよう、ご協力をお願いいたします。



3) 進行協議期日の現場報告

6月3日（水）、東京地方裁判所第536号法廷において、裁判官、原告代理人及び各被告の代理人が集まり進行協議期日が行われました。決定事項等は別途報告していますが、以下では協議の状況を詳しくお伝えします。

出席者：

原告代理人：島昭宏、吉田悌一郎、寺田伸子、吉田理人、片口浩子、砂川辰彦

被告代理人：

・GE（フレッシュフィールズブルックハウスデリンガー法律事務所）

岡田和樹、山川亜紀子、大田愛子

・東芝（西綜合法律事務所）

富田美栄子、渡辺和之、吉岡雅史

・日立（森・濱田松本法律事務所）

吉田瑞穂、田中浩之、金丸和弘

裁判官：東京地裁民事24部

阪本勝裁判長、武部知子裁判官、渡邊達之輔裁判官

1 本進行協議の目的、第1回口頭弁論期日の日程について

まず裁判長より次の発言がありました。

「多数当事者の大規模な事件ということで、今日は特に、第1回期日をいつ、どこで、どのように行うかを協議したいと思う。最も大きな法廷の傍聴席の数は100弱であり、（当事者及びその代理人席である）パーの中には30人程度が入れる。傍聴席には当事者だけでなく、一般傍聴も必要であろうし、マスコミ向けに席を空けておかなければならない。大きな法廷の空き具合はというと、8月21日、28日は空いているが、9月は事件が入っており、次は10月14日以降となる」

裁判長の発言に対して、各被告の代理人から次の発言がありました。

GE：「本訴訟について、事実の認否は不要であり、法律論のみが問題となると考えているので、答弁書提出までには1か月程度あればよい」

東芝：「6月は株主総会で忙しいので7月10日くらいまでいただきたい」

日立：「同様である」（日立）

上記発言のやりとりの後、第1回期日は8月28日に決定しました。

2 第1回口頭弁論期日の時間配分について

次に、第1回期日の内容について、島弁護士より「訴状が160ページにも及ぶものであり、論点も多岐にわたるため、第1回期日では本訴訟の意義、法律構成といった概要を説明し、少なくとも原告1名の意見陳述を行いたい。合わせて、少なくとも1時間はほしい」と要請しました。

これに対して、裁判長は「この種の事件に意見陳述は必要と思われ、代理人の趣旨は理解する」と述べつつ「ただ、原告側が1時間ほしいとなると、被告各社も同様の時間を求める場合、合計4時間かかってしまう」と、時間設定にやや難色を示しました。

島弁護士が「第1回目の期日なので、決して不合理な要求ではない」と述べた後、裁判長から各被告に対して「被告側はどの程度時間が必要か」と尋ねました。

これに対して、各被告の代理人は次のように回答しました。

GE：「このような内容の訴訟であるから、原告から趣旨の説明はあってよい。当方は15分ほど時間があればよい」

東芝：「訴状に書いていないことを説明するならば準備書面を出すべきである。裁判はショーではない。原告と同じ時間がほしいとは言わないが、全体として1時間であれば、調整する」

日立：「全体として1時間でよい」

各被告からの回答の後、島弁護士から重ねて裁判長に対し「時間の節約のためにパワーポイントを使ってよいか」と質問したところ、裁判長が書記官にパワーポイントは法廷の全員が見ることができることを確認しました。東芝代理人からは「書面を出せばいいではないか、ショーではないのだから」との発言が再びありましたが、吉田（悌）弁護士が「ショーをやるなどと言っていない。訴状の中身を説明すると言っているのである」と反論しました。

上記のやりとりの後、裁判長から「原告代理人には、訴状に書かれている内容の説明をしていただき、答弁書に対する反論はこれとは区別して、提出するならば準備書面をお願いしたい。パワーポイントもペーパーは用意していただく」との訴訟指揮があり、結果、第1回期日の時間配分は、原告40分、各被告合わせて20分（割合は3社で決めてもらう）に決定しました。

3 第1回口頭弁論期日の傍聴等について

傍聴等の人数については、島弁護士より「法廷により人数の制限があれば、調整する。ただ、傍聴席の数をより多く確保するため、被告の会社の方はバーの中に入れたらいいのではないか」と発言しました（本来、会社の当事者は代表者のみであり、他の関係者は傍聴席にしか入れない）。

これに対して各被告の代理人から、「最大で6人」（GE）「未定」（東芝）「代理人と合わせて8～9人」（日立）との発言があり、各被告は主にバーの中に入ることとなりました。

傍聴席の原告と一般傍聴の割り振りについては、後日、裁判所から提案されることとなり、弁護団からは、期日の3週間くらい前までに、参加する原告の大まかな人数を（感触だ

けでも) 裁判所に伝えることとなりました。また書記官は傍聴券を交付する準備をするとのことです。

4 第2回以降の口頭弁論期日・進行協議について

続いて、裁判長から、第2回以降も法廷を押さえること、各期日の後に進行協議を入れることの提案がありました。

これに対して、東芝代理人から「何をやるんですか」、GE代理人から「本訴訟は原賠法と代位が主な争点であるが、いずれも法律論であり、証拠調べは不要と考える。裁判所がどこで決断するかということ」等の発言がありました。

島弁護士から「立法事実についての主張立証も行っていく予定です」と述べると、東芝代理人から進行協議は不要との趣旨にとれる「書証が中心でしょう」との発言がありましたが、裁判長は「それでも交通整理は必要である」と述べられ、結果、全員が揃う開廷日に必要に応じて30分程度の進行協議を入れることとなりました。

さらに島弁護士から「原賠法と代位のどちらからやるかについても協議したい」と意見を述べたところ、裁判長より「答弁書を踏まえ、8月28日に第2回以降の協議をするのであれば、そこで協議する」との回答がありました。この点に関して、GE代理人は「原告側は事実の立証が必要と主張するだろうが、当方は立法事実は明らかであり、代位についても無資力要件がないことは明らかと考えているため、裁判所が3回くらいで決断され、終結されることを望む」と意見を述べました。

5 補足

各被告の代理人は当然のことながら、速やかな請求棄却を目標としています。GE代理人は法律論で請求棄却を導けると主張し、東芝代理人はしきりに「書面で提出すればよい」と発言しています。法廷で主張立証の期日を重ね、原告が傍聴人やマスコミにわかりやすい訴訟活動を行うことが、被告にとっては好ましくないということでしょう。

しかし、民事訴訟の審理方式は「公開主義」「口頭主義」が原則です。準備書面等の法律上要求される書面はもちろん入念に準備しなければなりません。原告側は堂々と公開の法廷で、当事者のみならず傍聴席にいる一般の方にもわかりやすい効果的な弁論を行っていきます。

以上

(原発メーカー訴訟弁護団)

\\ |—————| /

4) 寄稿 「ノーニュースを合言葉に」

菅野 真知子 (原告 千葉市在住)

福島第一原発の原子炉が冷却できないというニュースに仰天しましたが、東日本全体が壊滅の危機だったことは知らされず、2号機からもっとも大量の放射性物質が大気中に放出された15日に、私が外出を取りやめたのは交通事情によるものでした。断水した友人は雨の中、給水車に長時間並んでいました。福島第一原発から200キロあまり離れている首都圏も被曝を恐れる日々の始まりでした。

千葉市でも、事故から1週間ほどして、浄水場から放射性ヨウ素が検出されたため乳児に水道水を飲ませないようにと市の防災スピーカーが放送しました。千葉県北西部を中心に、シュンギク、サンチュ、ハウレンソウ、セロリなど県内の農産物の出荷停止が相次ぎました。この頃から、知人の中に孫を連れて関東を脱出する人が出てきました。ルーマニア人の知人は、大使館のチャーター機でアパートもそのままに帰国しました。都内の幼稚園に勤務していた娘は、園から外国人の子どもが一人もいなくなったと言っていました。ヨーロッパに住む友人から避難してこないかと何度も電話をもらい、容易ならざる事態だと実感しました。

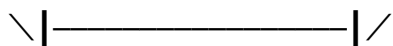
5月に入ると千葉県北部では、除染が必要な校庭や公園が多数見つかりました。県内各地の茶葉や牧草、浄水場の汚泥から放射性セシウムが検出されました。6月になっても、県内の空間線量は事故前を上回っていました。ゴミ焼却場の焼却灰からは次々と基準値を超える放射性セシウムが検出されました。柏市では1キロあたり6万8千ベクレルを検出、県は8月26日現在42施設で保管している1キロあたり8000ベクレルを超える焼却灰は約660トンと発表しました。夏休みには、学校、幼稚園などで、表土を削り、洗浄するなど線量を下げる作業が行われました。これらの指定廃棄物（2015年5月現在千葉県内3700トン）はいまだに各市が保管していますが、今年4月24日千葉市中央区埋め立て地を最終処分場にする環境省から千葉市に通達がありました。

県内各地で放射能測定室が立ち上げられ現在まで活動を続けています。私も庭の植物などを測定しましたが、2013年になっても芝、ハーブから放射性セシウムが検出され、雨水タンクの底の泥水は7762ベクレルという高い数字を示しました。2015年3月でも県内の防災調整池遊歩道に「長時間の滞留はご遠慮ください」の看板があります。

福島から各地へ避難された方たちが全国で賠償を求めて提訴しています。千葉地裁での裁判を毎回傍聴していますが、お金には代えられない多くのものを失ったことに言葉もありません。生活の再建のために勇気を振り絞って法廷に立つ人びとへの国と東京電力の不誠実な対応にも腹立たしさが募るばかりです。JOC事故による賠償は約7000件、150億円です。福島は現在の賠償制度で十分な被害賠償ができるでしょうか。

2014年1月、原子炉メーカーの責任を求めて東京地裁に訴状が提出されました。記者会見の席上で、河合弁護士は「自動車の欠陥による事故で運転者だけが罰せられるのが原賠法」と説明しました。事故直後、GEの元技術者がマーク1型には欠陥があると述べた映像を見た方も多いと思います。メーカーも賠償を担うべきです。

この訴訟で、私たちには「原子力の恐怖から免れて生きる権利」がある、原賠法は憲法に違反すると主張しています。回復不可能な被害をもたらしながら、なお建設、輸出を目論むメーカーの責任は問われなければなりません。「ノー・ニュークス権」が人権であるとの認識が広がれば、福島の被災者にも資するところ大きいのではないのでしょうか。



5) 第4回学習会と記者会見のお知らせ

「報道ステーション」でもおなじみの新進気鋭の憲法学者、木村草太氏を迎え、「原発メーカー訴訟の憲法論」と題し学習会を開きます。学習会に先立ち、メーカー訴訟の意義と裁判がいよいよ開始されることを記者発表します。記者会見も学習会も一般公開いたしますの

で、皆様、友人知人をお誘いの上、ふるってご参加ください。

日にち： 2015年7月14日（火）

場所： 参議院議院会館 1階 講堂
（東京メトロ有楽町線永田町駅1番出口すぐ）

時間： 17:00 開場

17:30-17:50 記者会見

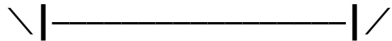
18:00-19:45 講演「原発メーカー訴訟の憲法論」木村草太氏（首都大学東京准教授、憲法学者）（Q&Aセッションを含む）

参加費： 500円

また、前回の学習会「原発の真実-格納容器設計技術者の目から見た原発の安全性」では元東芝技術者の後藤政志氏をお招きし、福島原子炉の技術的な問題点を、とてもわかりやすく解説いただきました。この模様はホームページ「動画」で見ることができます。出席できなかった方やもう一度勉強したい方は下記のサイトをご覧ください。

<http://nonukesrights.holy.jp/movie.html>

（原発メーカー訴訟原告団世話人会学習会班/広報・渉外班）



6) 原告団名義の口座の開設について

原告団名義の郵便局振替口座と普通預金口座を新たに開設しましたのでお知らせいたします。

(1) 郵便振替口座への振込

番号：00260-7-55152 加入者名：原発メーカー訴訟原告団

(2) ゆうちょ銀行口座への振込の場合：

・ゆうちょ銀行口座からの振込の場合 記号：10020 番号：35671291

・他金融機関口座からの振込の場合の場合：

店名：〇〇八（ゼロゼロハチ） 店番：008

預金種目：普通預金 口座番号：3567129

加入者名：原発メーカー訴訟原告団（ゲンパツメーカーソショウゲンコクダン）

残念ながら諸般の事情で原発メーカー訴訟の実務に必要な資金がないため、やむなく今までは弁護団名義の口座にカンパという形で送金していただいていたまいりました。カンパを送金して下さった原告の皆様にお礼を申し上げます。

さて裁判もいよいよ進捗し、訴状送達、進行協議を終え、第1回口頭弁論期日が決定されました。今後は裁判を勝利に導くため、たくさんの証人が必要です。時には海外からも招聘しなければなりません。訴訟の宣伝だけではなく裁判のための書類作成の経費、傍聴席をいっぱいにするための宣伝活動、学習会開催、横断幕やノボリの作成、裁判を理解していただくためのリーフレット作成、通信費・交通費等々裁判に関わる費用の増加が見込まれます。

カンパにご協力いただけますようお願い申し上げます。

弁護団名義の口座残金は原告団口座に移します。

尚、お振り込みいただいたカンパは厳正に管理し、裁判に関わる支出にのみ充当いたします。メルマガ/通信には毎回これまでどおり収支報告をし、年1回の会計報告をいたします。

(原発メーカー訴訟原告団 世話人会一同)

\|—————|/

7) 会計報告

2015年1月22日から2015年5月31日までの会計報告は以下のとおりです。

繰越金：(赤字) Δ¥148,254-

収入：

カンパ ¥265,300

第2回訴状学習会参加費(2/4 500円×36名) ¥18,000

第3回訴状学習会参加費(4/16 500円×38名) ¥19,000

収入合計：¥302,300

支出：

第2回訴状学習会会場費 ¥10,000

第3回訴状学習会(チラシ/会場費等) ¥31,265

弁護団通信ニュースレター第3号発行(印刷/発送) ¥56,328

メルマガ関連(める配5・1年分) ¥30,612

支出合計：¥128,205

=====

期間収支：¥174,095

繰越金：(黒字) ¥25,841

(弁護団事務局 岩永和大)

\|—————|/

8) リーフレット・横断幕・ノボリを作成しました！

原告団(世話人会リーフレット班)は、第1回口頭弁論に向けて、リーフレット、横断幕、ノボリを作成いたしました。郵送の国内の原告には出来上がったリーフレットを1部同封いたしました。ホームページにはリーフレット、横断幕のpdfを近いうちに載せますので、ダウンロードしてご利用いただけます。

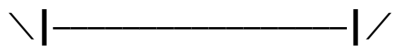
横断幕はリーフレットの表紙と共通の、白地に緑と黄色を基調とした、鮮やかで人目を引

くものに仕上がっています。文言は上から順に「ノー・ニュークス権の確立を！ 原発メーカー訴訟 GE、東芝、日立は原発事故の責任を取れ！」です。ノボリは2種類、縦書きで「ロゴ+原発メーカー訴訟 GE、東芝、日立は原発事故の責任を取れ！」と「ロゴ+ノー・ニュークス権 原子力の恐怖から免れて生きる権利を！」に決定いたしました。横断幕とノボリのプリントはこれからですが、第1回口頭弁論の傍聴に原告が参集した時に初めて使うことになります。

リーフレットは、原発メーカー訴訟としては7月14日の次回学習会場で最初の一般配布をする計画ですが、それ以前にも他の原発関連訴訟の郵送物に同封していただいたり、他の学習会での配布などあらゆる機会をとらえて配って行く予定です。

リーフレットはこの訴訟を紹介する大事なツールですので、宣伝のために身近な友人知人、あるいはご自分の参加される集会などで配りたいという方は、メルマガ編集室に遠慮なくご連絡ください。必要な部数をお知らせいただければ郵送いたします。その費用については集められたカンパから支出したいと考えています。

(原発メーカー訴訟原告団世話人会リーフレット班)



9) 弁護士のつぶやき～第3回 「高知の林です ～南風にのって～」
林 良太 (高知護士会)

初めまして、高知で弁護士をしている林と申します。期は新63期で、この弁護団の団長である島さんと高知で一緒に修習しました。私が弁護団に加えていただいたのはそのご縁です。私は、島さんや弁護団の他の先生方のように、原発被害の最先端には関わっているわけではなく、そもそも福島やそれ以外の震災被災地に出かけたこともなく、ただ田舎でのんびりと弁護士をやっております。

先ほど述べたように、私は島さんと同期同クラス同修習地で修習いたしました。島さんとは、共にロックバンドをやっていたという経歴もあって、出会ってすぐに何故か「バンドをやろう！」ということになり、それから10ヶ月ほど高知でバンド活動をするという全く予期しなかった修習生活を送りました。修習終了後、私は高知に残り、島さんはご存じのとおり東京でご活躍されています。

ここまで書いて唐突の告白なのですが、私は実は高知出身ではありません。奈良で生まれ、奈良で育ちました。高知は、特段縁もゆかりもない土地です。

奈良は災害に強い土地です。地震、台風や降雪等幼いころから災害で困ったという経験は特段ありません。もちろん津波など来るはずもありません。そういう土地で育ったからなのか、私は災害に関してはあまり危機意識がありません。高知は南海トラフ大地震の発生が危惧されている土地ですが、「本当に来るのかな」程度にしか考えることが出来ていません。

それではもちろんいけません、なかなか地震を含めた災害に関して当事者意識が持てていないのも私の偽らざる現状です。

ただ、一つだけ、あの東日本大震災そして福島の原発事故によってもたらされた被害について私が強く思うところがあります。

私は、奈良の明日香村のすぐ近くで育ちました。私の原風景は、明日香村の美しい棚田です。飛鳥寺や石舞台といった旧跡にも何度行ったかわかりません。

今は—当たり前ですが—私は時間が許せば、故郷に帰ることができます。しかし、もし帰れなくなってしまったら？ それは単なる悲しみや苦しみという言葉では表現できない痛みを味わうのではないかと思います。

故郷は人から絶対に奪ってはいけない存在です。決して奪ってはいけないものを奪う可能性のある怪物が原発です。

私は、原発関連の紛争に関しては微力を通り越してほぼ無力という大した役に立たない者ですが、何とか皆様についていけるように精進したいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

~~~~~

◎ 原告団世話人会の連絡先は、メールの場合は原告団・弁護団公式サイト「コンタクト」欄から、郵送の場合はアールイツ法律事務所気付でお願いします。

《備考》

「原発メーカー訴訟原告団・弁護団」：「原発メーカー訴訟」の原告全員と弁護団で構成される「原発メーカー訴訟」を行う集団です。「原発メーカー訴訟の会」という名称ではありませんので、ご注意ください。

注：「原発メーカー訴訟原告団世話人会」とは、原告団と弁護団の信頼関係に基づき、訴訟の円滑な進行を目的とする原告団の事務局です。

=====

編集・発行：メルマガ編集室

住所： 〒104-0045 東京都中央区築地3-9-10 築地ビル3階  
アールイツ法律事務所気付

eMail: [bengodan@nonukesrights.holy.jp](mailto:bengodan@nonukesrights.holy.jp)

Website: <http://nonukesrights.holy.jp>

カンパは下記の口座をお願いします！

(日)郵便振替口座への振込

番号：00260-7-55152 加入者名：原発メーカー訴訟原告団

(月)ゆうちょ銀行口座への振込

・ゆうちょ銀行口座からの振込の場合 記号：10020 番号：35671291

・他金融機関口座からの振込の場合

店名：〇〇八（ゼロゼロハチ） 店番：008

預金種目：普通預金 口座番号：3567129

加入者名：原発メーカー訴訟原告団（ゲンパツメーカーソショウゲンコクダン）

=====